

名古屋地方裁判所委員会（第26回）議事概要

1 日時

平成28年10月3日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 青山禧子，植田健男，小川令持，小原朱美，加藤敏明，
小島孝之，長屋祥子，三輪保太郎，藪押光市，瀬古賢二，
早川幸延，伊藤納，倉田慎也

（説明者） 山田耕司（刑事第1部裁判官），神田温子（刑事第1部裁判官），
小林敏康（刑事首席書記官），鬼頭治雄（弁護士）

（事務担当者） 白木益美（事務局長），谷口哲文（次長），佐々木憲（裁判員調整官），
岡田圭介（裁判員係長），小笠原晶（総務課長），野田明宏（総務課課長補佐），
鳥井幸治（総務課庶務第一係長）

4 協議テーマ

裁判員制度7年間の実績と課題～より参加しやすくするための方策について～

5 議事

- (1) 新任委員，説明者の紹介
- (2) 前回委員会以降に行った改善事項の報告
- (3) 裁判員制度の現状と課題についての概要説明
- (4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (5) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日時

平成29年2月20日（月）午後1時30分

イ 協議テーマ

裁判員制度7年間の実績と課題～より参加しやすくするための方策について～（続行）

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

- 裁判員裁判について、事前アンケートを提出していただいたが、事前に裁判傍聴及び概況説明を受けて、現在の裁判員裁判についてどのように感じているのか教えていただきたい。
- 裁判員裁判が始まる時に、広報ビデオを拝見させていただいた。しかし、その当時は、あまり理解できていなかった。また、法律的な専門的な知識もなく、自分が参加するには難しいと感じていたし、新聞などで記事を見ていると、精神的に苦しんでいる方や外部からの圧力を受けたなどの事例があり、出来れば参加したくないと思っていた。

しかし、選任されれば仕方がなく参加するといった消極的な思いでいたが、この地裁委員の任命を受け、裁判員裁判制度について改めて見ると、裁判所は一般市民に対して裁判員裁判を理解していただくため、パンフレットや広報活動など様々な面で努力していると感じた。実際に裁判員裁判の傍聴や、手続の概要の説明を受け、裁判員に対して非常に丁寧に説明を行っていることが分かり、選任された方々は理解しやすいのではないかと感じた。

裁判所は非常に硬いイメージがあったが、評議室等の施設を見学させていただき、細かい部分まで配慮しており、リラックスして評議ができると感じた。

よって、今後、選任されれば、前向きに参加してみたいという気持ちになった。

- 裁判所は、裁判員制度に対して、人的手当はもちろんのこと、物的手当などにも非常に力を入れていると感じた。しかし、裁判員裁判について、一般国民は、人を裁く又は自分が裁かれることや、専門家でない人が関わることに抵抗感があるのではないかと感じた。

また、裁判員裁判について問題に感じているのは次の三点である。

一点目は、最近教育の場において、法教育が進んでいるが、法というものをどうとらえるのか理解を深めるためには、まだまだ時間がかかると思う。

二点目は、多様な視点を司法の場に持ち込む目的で、裁判員裁判が導入されたと聞いているが、刑事事件だけではなく、行政訴訟などの他の分野においても国民が参加する必要性があるのではないかと思う。

三点目は、一般国民が司法に携わる問題点として、専門性をどう担保するのかが問題になってくると思う。裁判員裁判については、最終的に多数決で採決する流れとなっており、刑事事件であるため、このような形で行うことができると思うが、他分野において、法の理論的な解釈などが論点となる場合など、多数決では解決できない問題が出てくると思う。

- 裁判員裁判が導入される前に刑事事件の傍聴をしたことがあるが、以前に比べて、検察官及び弁護士の方々の説明が素人でも分かりやすいよう、丁寧になっているし、裁判所が作成したパンフレットなどについても、非常に分かりやすく丁寧であると思う。ただ、実際に傍聴して感じたことは、法壇の上で座っている裁判員の方は、傍聴席を見て、どのような人が傍聴しているのか気になり、事件の内容によっては精神的な負担が掛かってくるのではないかということである。

参加率が低迷している理由の一つとしては、審理期間の問題ではないか。仕事を持っている人については数日間仕事を休まなければならない、かなり負担になると思う。裁判所としても、負担を軽減するため、連続して裁判所へ出頭しないよう工夫はしていると聞いているが、審理日数が長い事件については、やはり負担が大きいのではないか。

他分野でも言えることだが、裁判員裁判への参加の理解を深める方法として、長期的な観点に立って、若いうちに法に対する関心を持ってもらうことが必要であると感じる。早い時期から法に対する関心を深めることにより、社会人になった後に、裁判員に選任された際は、仕事はあるが、司法の場に参加しようとする意識が高まるのではないか。

- 事前アンケートで、裁判員裁判に参加したくないと回答した。その理由としては、仕事及び子育てが忙しく、時間が取れないためである。しかし、選任されればできる限り参加したい。

一般的に参加したくない理由として、人を裁くことへの抵抗感があるのではないか。匿名性が保たれてはいるものの、人を裁く、あるいは、裁かれる場に関わらなければならないため、日常生活では見たくない、触れたくない本音とか、経験したくない恐怖心があると思う。しかし、中には人を裁きたいと思っている人もいるため、参加したいと思う人と参加したくないと思う人、それぞれ存在すると思う。

裁判所が裁判員候補者に配布している資料を見ると、大変分かりやすく作成していると思うし、経験者の声などを見ても参加して良かったという意見が見受けられる。最初は否定的だった人も最終的には経験して良かったという声が増えることにより、理解が深まるのではないかな。

しかし、経験者の声として裁判員を経験して良かったという意見しか掲載していないが、良い経験と感じなかった方の意見も掲載することにより、より裁判員裁判への理解を深めることに繋がるのではないかなと思う。

また、女性の参加についてだが、女性自身が能力が低いと自己評価をしている人が多いため、女性の参加率が低いのではないかなと思う。その一方で、自分にできることがあれば可能な限り参加したいとも思っている。

特に若い世代には、早い時期から、国民の義務だと大上段に構えるのではなく、親しみやすく、身近な所に裁判所はあるものと分かってもらうことにより、10年後の裁判員裁判の状況は変わっているのではないかなと思うし、変わってほしいなと思う。

- 当市の規則で、特別休暇制度により裁判員裁判に参加できるようになくみになっている。しかし、実際のところ裁判員裁判へ参加した職員は過去7年間に1件あるかないかと聞いているが、もっとあってもよさそうなのに、ひょっとして断っているのではないかなとも思う。市民の方と話していたら、断ることはできないのではないかなという声や裁判員になると命を狙われるのではないかなという声があった。

裁判員に選任され裁判を進めるに当たり、法律の知識もないし、事件記録を見ても一般の人が本当に判断することができるのか危惧している。

また、広報活動について、制度導入当時は力を入れていたと思われるが、その後、当市の広報においても取り上げられていないと思う。裁判所に対しての怖いイメージがあり、裁判員を断る事例もあると思う。

しかし、今回の傍聴において、検察官や弁護士の方も丁寧に説明していることが分かったため、今まで思っていた裁判のイメージが変わった。もし、裁判員に選ばれれば参加したいと思った。

- 日本の国民や市民は、法によって安心や秩序が守られており、選ばれれば是非参加したいと思っている。

当市においても、様々な委員会が設置されており、立候補制という違いはあるが、委員として市民の中から入っていただいている。委員会の中で、一般市民から出てくる意見を聞いていると、職員とは違った目線で物事を見ているため、新たな発見が見つかることがある。そういう意味でも、国民が参加する裁判員裁判は非常に良い制度だと感じているし、もし裁判員に選任された際には、被告人の目線に立って、裁判員をやってみたいと思う。

- 裁判員に選任されれば、参加したいと思っている。過去に裁判員の経験があるが、非常に良い経験となったため、他の人にも是非経験してほしいと感じた。

裁判員裁判は、第三者の目があることにより、専門家である裁判官も改めて考えるという機会があるという意味でも良い制度だと思う。

また、裁判員を経験した方のアンケートを見てみると、参加して良かったという回答が多く、自分の場合も、社会の一員であることを自覚できる良い機会であった。いつ犯罪に巻き込まれるかもしれない中、自分たちも司法の場に参加することにより、よりよい制度になればよいと思う。

また、裁判員を経験する前には、辞退した経験もある。職業柄辞退できることは聞いていたが、本心として、漠然とあまり出たくない、また、周辺の人から大変そうなどの話を聞き、最終的に辞退することとなった。

2回目に通知が届いたときは、職場の仲間に相談したところ、仕事の心配については周囲の人の助けもあり、その気になれば何とかなる事が分かった。

しかし、選任手続に参加した人の中に、選ばれたときのために、仕事の調整

をしたうえで、選任手続には何とか仕事を休んで参加したが、選任から外れたため、もう参加したくないと思っているサイレントアンチサポーターの存在がある。そういう人が増加することにより、裁判員裁判の印象を悪くする懸念がある。裁判員の辞退率を減らすためには、この先、裁判員裁判の経験者が増加し、経験して良かったと印象を受けた人を増やすことにより、良い裁判員経験者を育てていくことで、辞退率を減らすことができるのではないかと思う。経験して良かった、良くなかったなど様々な意見や感想を話すことが出来る場を作る必要がある。

裁判員裁判に参加するに当たり、不安要素の一つとして日程の問題もあると思う。特に自営業の方などは、仕事を休まなければならない日数が定まらないと、参加するのは難しいのではないか。一方、大学生などの学生については教育的にも、是非参加してもらいたいと感じている。

最後に、裁判員裁判をドラマや映画化することにより、より一層理解が深まるのではないか。ただ内容として、広報的なものにするのではなく、自治体がロケを誘致するように一場面において取り入れてもらえるよう映画会社に協力を依頼するのも一つの手ではないかと思う。

- 報道関係に携わっているため、裁判員制度については、どういう目的でなぜ導入されたのかは理解しているし、裁判に対して、第三者の目が入ることにより、より民主的なものになっていると感じているため、私も参加したいと考えている。

しかし、一般の人が参加したくない理由として、仕事が忙しいことや見たくもない証拠写真などを見る機会があることや傍聴席の人が気になることがあるのではと思う。

一方で、実際に経験した裁判員の感想を聞くと、多くの方が経験して良かったと回答している。その理由として、評議等の中で自分の発言した意見について、自分自身の感覚や価値観が間違っていなかったことを実感することができたからではないか。

ただ、このような良い経験をしたことについての情報が知られることは少な

く、多くはネガティブな情報がニュースになっている。偏った情報のみが発信されることにより、なかなか積極的に参加しようとはなっていないのではないかと。また、守秘義務の問題もあり、具体的な経験談を話すことができず、抽象的な話となってしまうので、丁寧なバランスの良い情報発信は難しいと思うが、地道な発信を行っていかないと輪が広がっていかないのではないかとと思う。

- 裁判員裁判への参加について、個人事業主及び従業員5人以下の小規模事業者はかなり難しいと思う。ぎりぎりの従業員で働いているし、コスト削減、納期に追われている中で参加することは、場合によっては事業の存続が難しくなってしまう恐れすらあり、困難であると思われる。そこで、業種をある程度選別し、裁判員裁判へ参加する方法はどうか。ある程度、従業員のいる会社であれば参加することは可能であると思う。

また、裁判員制度の始まった頃は、広報活動が活発に行われていたが、最近あまり聞こえてこない。裁判員制度は大切な制度であるため、全くPRされていないと、制度自体が無くなってしまったのではないかとと思われるので、継続的に広報活動をしていくことが必要であると感じる。

他方で、手当の額について初めて知ったが、少ないと感じる。今後、見直すことも必要なのではないかと思う。

- 私は大学の非常勤講師もしている。学生を裁判所へ連れて行き、法廷傍聴の経験をさせたが、その後アンケートを取ると良かったとの感想が多数寄せられた。短期で結審するような事件については、ほぼ半日傍聴をすることで事件の内容も理解しやすい。

今回、事前に裁判員裁判を傍聴させていただいたが、職員からの解説があったので、非常に分かりやすかったが、裁判員裁判は複数日開廷することから、傍聴者には分かりにくいと思う。よって、裁判員裁判については、傍聴の人向けに解説したり、傍聴終了後に説明などがあれば、より一層、国民の方に裁判員裁判を理解していただけるのではないかとと思うし、事件と結びついた広報活動ができればよいのではと考えている。

- 質問になるが、裁判員裁判において、裁判員にはどこまで守秘義務が必要とさ

れているのか。

△ 守秘義務に係る事項は、事件関係に係る部分となる。具体的には、評議の場において評決を取った結果、誰がどのような発言をしたか、どのようなプロセスで結論に至ったのかなどである。

守秘義務に係らない事項としては、法廷でやりとりをした内容である。検察官及び弁護士などの発言やどのような証人が証言したかなど、公開の法廷で行った事項については該当しない。また、評議室においての一般的な会話や感想についても該当しない。もし、守秘義務に係るかどうか判断に迷ったときは、相談していただけたらと思う。

○ 裁判員を経験してみて、話をしてはいけない範囲は驚くほど少ないと感じた。例えば、普段の仕事上、自分たちのグループ内で「これは内緒ということ」としているようなこと以外は、守秘義務にあたらぬという感じである。

● 裁判所として、広報活動を含めどのようなことを説明していけばよいのか意見はありますか。

○ 経験された委員に伺いますが、どういう情報があれば参加したいと思うようになるか。

○ 近しい人からの良かったという感想は非常に大切である。辞退する前に聞いていれば、参加していたと思う。

● 地方裁判所としてできることについての意見はありますか。

○ 裁判員経験者は、経験したことについて良かったという意見が多いため、裁判所職員からの広報活動だけでなく、裁判員経験者にも協力をしていただき、裁判所とともに広報活動を行うことも良いと思う。

△ 裁判員裁判の終了後に、記者会見が開かれる場合に、協力していただける方に出席していただいている。

また、後日、裁判員を経験した方々に裁判所に改めてお越しいただき、当時の状況を振り返っての感想や意見などを伺う機会を設けている。そこで出た意見などを参考に広報活動に活かしている。

そのほか、裁判員経験者が勤務している職場に出向いて講義を行い、その職

場の方々にも裁判員制度を理解していただけるような取組も行っている。

- 裁判員制度が始まったころは、制度について理解を深めていたが、その後は裁判員に関わる事がなかったため、すっかり制度自体も忘れてしまっていた。地裁委員になって、改めて思い出したというものである。

法の日週間などの行事に合わせて、高校生などに制度の説明を行ったらいいのではないかと思う。

- 先ほど、サイレントアンチサポーターの存在について発言がありましたが、裁判所として、何かケアしていることはありますか。
- △ 選任手続において選任されなかった方の中で、希望者には、裁判員法廷の見学や質問の機会を持つなど、裁判員制度を理解していただけるよう、できる限りのサポートを行っている。
- 裁判官としても、様々な工夫をされていると聞いていますが、具体的な事例など紹介していただけますか。
- △ 期間が長期化する事件については、選任手続の終了後、裁判手続の開始までの期間、しばらく日数を空けるなどして、その間に、仕事などの調整をしていただくことで、参加しやすいようにしているケースもある。
- 終了時刻が来てしまいましたので、次回も同じテーマで引き続き意見交換を行いたいと思います。